

令和8年度京丹後市太陽光発電設備等導入事業（オフサイト PPA 方式）プロポーザル募集要領

この要領は、太陽光発電設備等導入事業（オフサイト PPA 方式）を実施し、再生可能エネルギー利用による脱炭素化の推進と地域レジリエンスの向上を図ることを目的として、オフサイト PPA 方式による電力供給事業を行う事業者をプロポーザル方式により公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 事業名

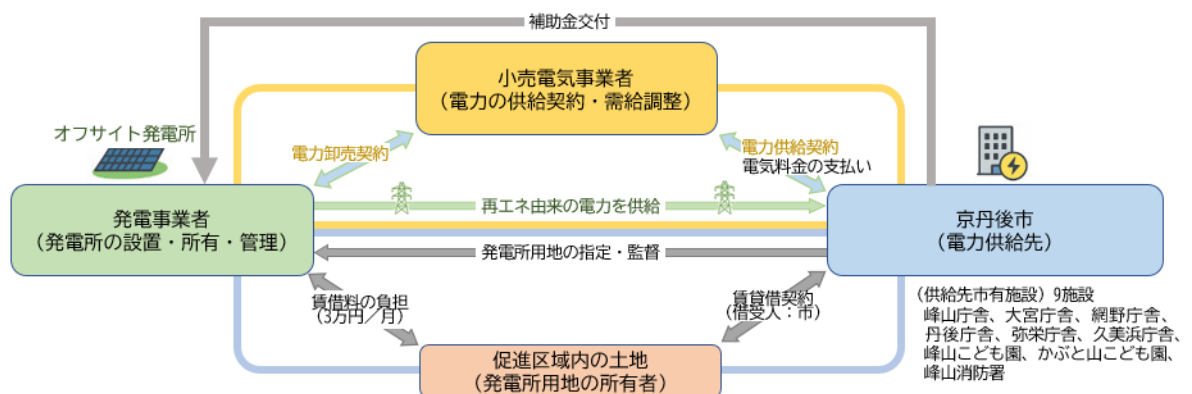
令和8年度京丹後市太陽光発電設備等導入事業（オフサイト PPA 方式）

(2) 事業目的

本事業は、実施事業者として選定された者のうち、発電事業者が市の指定する自治会所有の土地（以下「発電所用地」という。）にオフサイト PPA 方式により太陽光発電設備等（以下「設備等」という。）を設置し、運転及び維持管理を行い、発電された電力（以下「PPA 電力」という。）と不足する電力（以下「補給電力」という。）を合わせて小売電気事業者を通じて非化石証書の調達を行い、市が指定する市有施設へ供給することにより、当該施設の再生可能エネルギー利用による脱炭素化の推進と地域レジリエンスの向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

【事業の基本スキームイメージ】



本事業は、環境省の重点対策加速化事業を活用して、市が別途定める補助金の交付要綱に基づき、発電事業者に対して市から予算の範囲内で補助金（以下「市補助金」という。）を交付することから環境省の交付要領、市補助金の交付要綱等を遵守すること。

(4) 事業の要件

別紙仕様書「3 事業の要件」に記載のとおり

(5) 事業期間等

別紙仕様書「4 事業期間等」に記載のとおり

(6) 発電所用地及び電力供給先施設

別紙資料1のとおり

(7) 担当部署

京丹後市 市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電話番号：0772-69-0240

E-mail：kankyo@city.kyotango.lg.jp

2 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、複数の事業者で構成される共同事業体とし、次に掲げる要件をみたすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの募集開始時から企画提案書提出時までの間に、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成 16 年告示第 16 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 本店所在地の市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年京丹後市告示第 68 号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (8) 共同事業体として、本事業を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制を整備すること。
- (9) 発電事業者の事業履行実績として、令和 7 年度以前の 5 年間に於いて、PPA 方式による太陽光発電設備の導入実績があること。なお、需要家は、地方公共団体に限らず、民間企業等も実績（本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の実績も含めるものとする。）として認める。
- (10) 小売電気事業者の事業履行実績として、事業開始から令和 7 年度末までの供給実績があること。

- (11)本事業を実施する共同事業体の体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ア 発電事業者とは別に、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく経済産業大臣からの登録を受けた小売電気事業者を含めること。
 - イ 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種のいずれか）を含んでいること。なお、本事業の実施体制に含まれる協力事業者の者でも構わない。
 - ウ 施工及び維持管理など本事業に必要な有資格者の資格証の写しとともに資格者届を提出すること。
- (12)太陽光発電設備等の施工及び維持管理（施工又は維持管理のどちらか一方でも可）を京丹後市内に事務所又は事業所を有する事業者に全部又は一部を請け負わせる体制とすること。
- (13)上記の応募資格の適用にあたっては、次の事項に留意すること。
- ア 共同事業体を構成する事業者全てが、上記(1)から(7)までの要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表となる事業者（以下「代表者」という。）を発電事業者とし、代表者が企画提案書の提出手続を行うこと。
 - ウ 共同事業体の代表者（発電事業者）からの補助金申請に基づき、市から発電業者に補助金を交付する。
 - エ 共同事業体の代表者とその他の構成事業者は契約により役割分担を定め、共同して業務を行うこと。
 - オ 共同事業体を構成する事業者は、本プロポーザルに単独で応募すること、又は他の応募している共同事業体の構成員となることはできない。
 - カ 応募申込受付期間終了後、共同事業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

3 選定等の日程

本プロポーザル実施に係る日程は次のとおり予定している。ただし、市の都合により変更する場合がある。この場合は、申し込みした者にその旨を通知する。

項 目	日 程
プロポーザルの公告（市 HP 掲載）	令和8年10月16日（金）
プロポーザル参加申込期限 オフサイト発電所用地の現地確認申込期限	令和8年10月27日（火）まで
現地確認	令和8年10月29日（木） 令和8年10月30日（金）
質問受付期限	令和8年11月 2日（月）まで
質問回答期限	令和8年11月 6日（金）まで
企画提案書提出期間	令和8年11月 9日（月）から 令和8年11月18日（水）まで
審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年11月24日（火）
選定結果の通知	令和8年11月下旬

4 プロポーザル応募手続

(1) 提出書類

参加を行おうとする事業者は次の書類を提出すること。なお、次のイからオまでの書類は共同事業体の構成事業者全てについて提出すること。

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 事業者概要書（様式第2号）

ウ 法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（写しでも可。参加申込時から3か月以内に発行されたものに限る。）

エ 誓約書（様式第3号）

オ 納税証明書（写しでも可）

（ア）本店所在地の市区町村税については、当該市区町村が発行する納税証明書（直近3年度分）

（イ）法人税、消費税及び地方消費税については、税務署が発行する納税証明書（その3の3）

※ 上記いずれも参加申込時から3か月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出期限等

提出期限 令和8年10月27日（火）まで（必着）

提出時間 午前9時から午後4時30分まで

提出先 1(7)の「担当部署」に同じ。郵送又は直接持参

※ 直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 参加資格の確認及び追加資料の提供

参加申込みを行った事業者の参加資格を市において確認した上で、参加資格の確認結果を通知する。併せて、追加提供資料として、詳細平面図、除草範囲、地盤調査データ概要、接続検討申込書をメールにより送付する。

5 現地確認

参加申込みを行った事業者が、現地確認を希望する場合は、次のとおり申し込むこと。日時は、希望者と市で調整の上、決定する。

(1) 申込期限 令和8年10月27日（火）午後4時30分

(2) 申込方法 現地確認申込書（様式第4号）を電子メールで提出すること。

(3) 申込先 1(7)担当部署に同じ

(4) 現地確認の日程と所要時間

ア 日程 令和8年10月29日（木）から10月30日（金）

イ 最大2時間

(5) 現地確認の日程通知 10月28日（水）午後5時までにメールで通知する。

6 質問の受付及び回答

「4 プロポーザル応募手続」に関する質問及び参加申込みを行った事業者において、本事業の企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり提出するものとする。

(1) 受付期限

令和8年11月2日（月） 午後4時30分必着

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）を電子メールで提出先に提出すること。メールの件名は「【令和8年度京丹後市太陽光発電設備等導入事業】に関する質問」とすること。
なお、口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

1 (7)担当部署のとおり

(4) 質問の回答

随時、ホームページ上において、質問に対する回答を掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する者は、別紙仕様書を参照の上、以下の内容で作成し、提出すること。また、本事業については、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用する事業であるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（重点対策加速化事業）における事業要件を考慮した提案とすること。

ア 企画提案書表紙（様式第6号）

イ 目次（「ウ 会社概要」から「コ 地域共生及び地域貢献策」及びページ番号を記載すること。）

ウ 会社概要（発電事業者及び小売電気事業者について記載）

エ 類似事業実績（様式第7号）

オ 発電事業の実施体制（様式第8号）

カ 資格者届（様式第9号）

キ 事業の実施内容（様式第10号）

ク 再生可能エネルギーの供給割合（様式第11号）

ケ 料金単価等（様式第12号）

コ 地域共生及び地域貢献策（様式第13号）

(2) 提出期限等

提出期限 令和8年11月9日（月）から令和8年11月18日（水）まで（必着）

提出時間 午前9時から午後4時30分まで

提出部数 正本1部、副本7部。また、企画提案書等のデータ（PDF形式）をメール又はCD等で提出するものとする。

提出先 1 (7)担当部署に同じ。郵送又は直接持参とする。

- ※ 直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ※ 提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ※ 企画提案書等のデータをメールで送付した場合は、その旨を必ず電話連絡するものとする。

8 企画提案書の構成

提案書は以下の項目順により簡潔に記載すること。

(1) 類似事業実績（様式第7号）

- ア 発電事業者の PPA 方式による令和7年度以前の5年間における事業履行実績として、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること（契約が証明できる部分及び各項目が確認できる部分の写しで可とする。）。なお、実績の対象は、地方公共団体及び民間企業の施設等において、PPA 方式による太陽光発電設備の導入が完了した事業をいう。
- イ 小売電気事業者の事業履行実績として、事業開始から令和7年度末までの供給実績に係る件数及び供給量の推移を示すこと。なお、実績の対象は、地方公共団体及び民間企業への供給に係るものをいう。

(2) 発電事業の実施体制（様式第8号）

ア 工事計画

- ・ 工事計画概要、工事実施体制、スケジュールを記載すること。なお、設備の導入時期については、令和10年2月29日（火）までとしている。
- ・ 工事実施体制については、協力事業者がいる場合、当該体制に含まれる協力事業者名を示し、それぞれの役割分担等を示すこと。また、従事予定の総括責任者、担当者及び予定技術者の資格又は経歴等を記載すること。資格については資格者証等の写しを添付すること。

イ 維持管理計画

供給期間における維持管理の計画（点検の内容、点検の実施回数、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制（点検時の対応体制）について記載すること。実施体制については、協力事業者がいる場合、当該体制に含まれる協力事業者名を示し、それぞれの役割分担等を示すこと。

ウ 事業実施中のリスクに対する対策

- ・ 損害保険の補償内容、市や第三者に対する賠償その他の対策等を記載すること。
- ・ 設備の運転開始後、機器のトラブルが発生した場合の対応及び体制について記載すること。

エ 市内事業者との連携

事業の実施における市内の事業者（市内に事務所又は事業所を有する事業者で設備等の施工及び維持管理を行う事業者）の活用について記載すること（仕様書において、設備の施工及び維持管理の全部又は一部を市内の事業者に請け負わせるもの

としていることに留意すること)。

(3) 事業の実施内容（様式第10号）

ア 電力の供給体制

PPA 電力及び補給電力の供給体制を記載すること。

イ PPA 電力

(ア) 項目一覧

- ・ 太陽光発電設備に係るシステム構成図を記載すること。
- ・ 想定する設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を風速、積雪量、震度等を用いて記載し、荷重に耐えうる構造であることをわかりやすく説明すること。
- ・ 設備の設置において、反射光対策、騒音対策等の配慮した点を記載すること。
- ・ 太陽光発電設備について、太陽光パネルの合計出力（kW）を記載すること。
なお、パワーコンディショナの定格出力は、250kW、最大送電電力は 248kW とする。
- ・ 発電所用地の周囲にフェンスを設置するものとし、フェンスの設置範囲は、市から提供する詳細平面図に示す範囲において設置するものとする。
- ・ 太陽光発電設備による発電量及び電力供給施設における消費電力量の記載を含めた自家消費率、R7 年度 30 分デマンド値を基に算出した年間の余剰電力量及び余剰率。併せてシミュレーション方法を記載すること。
- ・ 太陽光発電設備で発電された電力量に対する余剰電力量は 30 パーセント以内を前提として、消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・ 電力自給率（想定消費電力量を施設の需要電力量で除した算出した割合）を算定し、記載すること。
- ・ PPA 電力に係る当該発電所のトラッキング付き非 FIT 非化石証書を適用した供給方法及び市による証書の確認方法を記載すること。
- ・ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止する場合に備えて、確実に設備を撤去するための費用（廃棄・原状回復含む。）の対策（市を受取人とする積立、履行保証保険への加入、市への撤去費用の預託）を記載すること。
 - ※ 撤去費用の積立、市への撤去費用の預託については、初期設置工事費（税込み）の5パーセント相当額を最低金額とする。
 - ※ 市への撤去費用に係る預託された費用には利子を付さないものとする。

(イ) 製品及び工法

ウ 補給電力

- ・ 補給電力の調達方法、調達内容及び安定供給に向けた内容を記載すること。
- ・ 補給電力に係る非化石証書を適用した供給方法及び市による証書の確認方法を記載すること。

(4) 再生可能エネルギーの供給割合（様式第 1 1 号）

- ア 令和 7 年度の 30 分デマンド値を基にシミュレーションすること。
- イ 電力供給先の電力需要量に対する PPA 電力（当該発電所のトラッキング付き非 FIT 非化石証書電力）及び補給電力（非化石証書電力）の供給割合をそれぞれ明記すること。

(5) 料金単価等（様式第 1 2 号）

ア 発電事業者から小売電気事業者への卸売電力単価

(ア) PPA 電力に係る発電事業者から小売電気事業者への卸売電力単価は、供給期間において固定とする。

(イ) 料金単価等は、小数点第 2 位までとする。なお、消費税及び地方消費税を含まない価格で提案すること。

イ 小売電気事業者から電力供給施設へ供給される電力の料金単価等

(ア) 料金単価等は、基本料金及び電力量料金（従量単価）により提案すること。

(イ) PPA 電力及び補給電力を合わせて供給するものとして、別紙資料 2「令和 7 年度 30 分デマンド値」をもとに次のとおり提案すること。なお、算出した金額については、いずれも小数点以下は切り捨てるものとし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

提案内容①

計算に使用するデータ	<u>令和 7 年 4 月から 3 月請求分の 30 分デマンド値</u>
計 算 方 法	<u>基本料金及び電力量料金（従量単価）は今回提案する単価</u> によるものとし、これら以外の令和 7 年度の各月で適用された内容であって、小売電気料金として請求された全ての項目を含めて計算を行うこと。
提 示 要 件	・ (ウ) の表中令和 7 年度の使用電力量による小売電気料金（税抜き）と比較する額（千円未満を切り捨てた額）として提案すること。 ・ 再エネ賦課金及び政府支援補助は提案額に含めないこと。

提案内容②

	提案内容②-1	提案内容②-2
計算に使用するデータ	令和 7 年 4 月から 9 月請求分の 30 分デマンド値	令和 7 年 4 月から 9 月請求分の 30 分デマンド値
計 算 方 法	<u>基本料金及び電力量料金（従量単価）は今回提案する単価</u> によるものとし、これら以外の <u>令和 7 年度の 4 月から 9 月に適用された内容</u> であって、小売電気料金として請求された全ての項目を含めて計算を行うこと。	<u>基本料金及び電力量料金（従量単価）は今回提案する単価</u> によるものとし、これら以外の <u>令和 8 年度の 4 月から 9 月に適用された内容</u> であって、小売電気料金として請求された全ての項目を含めて計算を行うこと。
提 示 要 件	・ 計算した小売電気料金（税抜き）は、千円未満を切り捨てた額により提案すること。 ・ 再エネ賦課金及び政府支援補助は提案額に含めないこと。	・ 計算した小売電気料金（税抜き）は、千円未満を切り捨てた額により提案すること。 ・ 再エネ賦課金及び政府支援補助は提案額に含めないこと。

(ウ) 次に掲げる上限額を全て満たす提案であること。

なお、当該上限額に関しては、事業者選定時におけるものであり、事業者選定後の電力供給契約締結以後における料金単価、小売電気料金を拘束するものではない。

料金単価（税抜き）	基本料金	1,911.80 円/kW	
	電力量料金（従量単価）	夏季	18.07 円/kWh
		その他季	17.00 円/kWh
令和 7 年度の使用電力量による小売電気料金（税抜き）	47,191 千円		

※ 令和 7 年度の使用電力量による小売電気料金（税抜き）は、再エネ賦課金及び政府支援補助を含まない金額である。

(I) 供給期間における小売電気料金の内訳となる基本料金、電力量料金（従量単価）、燃料費調整単価、市場価格調整単価は、関西電力株式会社が提供する契約種別が「高圧電力 AS」の料金単価等及び各調整単価を上限として、同単価の変動に追従するものとし、その追従の内容を具体的に記載すること。

(オ) 関西電力株式会社が提供する契約種別が高圧電力 AS の基本料金、電力量料金（従量単価）、燃料費調整単価、市場価格調整単価に追従する料金単価及び各調整単価に含まれるもの以外で電力市場、制度、情勢等の変化により別途加算される費用がある場合は、基本料金、電力量料金に含めることなく、その費用、計算過程等を別途提案すること。

(カ) 料金単価等は、小数点第 2 位までとする。なお、消費税及び地方消費税を含まない価格で提案すること。

ウ 施設の電力需要量は、各施設の実績における年間使用量が供給期間中、継続するものとして算出すること。

エ 太陽光発電設備等の導入に要した工事費等の一部について、市から発電事業者に対して補助金を交付する予定であるので、当該補助金の交付を受ける場合の料金単価等で提案すること。

オ 補助金は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、交付対象となる経費の補助金上限額として次の表の額を上限としている。なお、当該補助金の交付手続きについては、別途、本事業の契約の候補者となった後、市へ補助金申請の手続きを行い、当該契約の締結前に当該補助金に係る交付の決定を受けること。また、本事業の整備費用について他の国補助金等の活用はできない。

設備区分	補助率	補助金上限額
太陽光発電設備	工事費等（税抜き）の 1 / 2	30,000 千円

※ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>

補助金の交付対象となる事業及び経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

実施要領（令和 8 年 7 月 6 日環地域事発第 2607061 号改正）の別紙 2（2. 交付対象事業の内容のうちイ（キ）の表に記載の事業とする。なお、同表中 g については、(b)に該当するものである。）及び別表第 1 を参照すること。ただし、交付対象事業イ（キ）のうち、e の適用はないものとする。

カ 事業期間における小売電気料金から控除される補助金相当額について、発電事業者から小売電気事業者への卸売単価、小売電気事業者から電力供給施設への補助金の有無による料金単価等の比較を含め、適切にシミュレーションし提示すること。

キ 契約単価等は、原則として本提案単価等を上限として市と協議の上で決定する。

(6) 地域共生及び地域貢献策（様式第 1 3 号）

ア 発電所用地周辺の環境維持に配慮した提案

- ・ 自治会から借用する発電所用地内及びその周辺（追加提供資料_除草範囲）の除草作業（除草剤を一切使用することなく、刈取りによるものとし、除草した草等は発電所内に残置することを可とする。）を発電事業者の費用負担及び作業負担により年 2 回実施するものとしており、その実施方法について記載すること。
- ・ 除草は安全に配慮した上で、可能な範囲において行うものとする。
- ・ その他発電所用地周辺の環境維持に配慮した提案（独自提案）

イ 太陽光発電設備を活用した地域への貢献策

- ・ 災害等によって発生する停電に対し、自立運転機能を有し、設備から 100 ボルトでの無償による電力供給方法を提案すること。
- ・ 平常時の電気の流れ、系統停電時の電気の流れを記載すること。
- ・ 停電時の利用方法を示すこと。
- ・ その他太陽光発電設備を活用した地域への貢献策の提案（独自提案）

(7) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 提案書は簡潔に記載すること。

イ 日本産業規格 A 4 版を基本とすること。一部 A 3 版の使用も認めるが、その場合は片袖折りにして綴じること。

ウ 提案書に使用する言語は日本語、通貨単位は円とすること。

エ 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

9 企画提案の審査

企画提案は、審査委員会において、参加資格を有する事業者による企画提案書類についてのプレゼンテーション審査を実施する。

【企画提案に求める視点】

- ・ オフサイト PPA による太陽光発電設備の導入と非化石証書の調達により、使用電力に係る安定的かつ継続的な再生可能エネルギー化の実施
- ・ 事業者ノウハウを最大限生かし、費用対効果のある提案
- ・ 地域と共生した太陽光発電設備の導入となることに加え、地域貢献に資する取組

【評価項目】

評価項目		評価の視点	配点
1. 類似事業実績		・ 発電事業者において、過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。 ・ 小売電気事業者において、一定の供給実績があり、継続して安定的な供給の実施が見込めるか。	10 点
2. 発電事業の実施体制	工事計画	・ 実施体制及び工事計画が適切であるか。	20 点
	維持管理計画	・ 維持管理計画や維持、管理等の実施体制は適切か。	
	事業実施中のリスク対策	・ 太陽光発電設備等の異常への対応等、事業実施中に発生するリスクについて対応できる提案となっており、連絡体制も十分な。	
	市内事業者との連携	・ 市内事業者との連携が検討されているか。	
3. 事業の実施内容（PPA 電力）		・ 製品及び工法について、風圧、積雪、地震等に十分に耐えうる仕様及び騒音対策、反射光対策が適切に検討されているか。 ・ 電力供給先における電力消費の特性を踏まえた自家消費率、余剰電力等が適切に検討されており、当該発電所のトラッキング付き非 FIT 非化石証書を適用した供給方法及び市による証書の確認方法が示されているか。 ・ 撤去に関する費用の検討が適切であるか。	15 点
4. 事業の実施内容（補給電力）		・ 本事業において調達する電力に係る調達方法、調達内容が具体的であり、補給電力を安定的に供給する検討がなされているか。 ・ 非化石証書を適用した供給方法及び市による証書の確認方法が示されているか。	15 点
5. 再生可能エネルギーの供給		・ 電力供給先の電力需要量に占める当該発電所のトラッキング付き非 FIT 非化石証書電力及び非化石証書電力の供給割合が適切に検討されているか。	5 点
6. 料金単価等		・ 発電事業者から小売電気事業者への卸売電力単価及び電力供給先への小売電気料金に係る算定方法が明確に説明されており、上限額以下であるか。 ・ 関西電力株式会社が提供する契約種別「高圧電力 AS」の基本料金、電力量料金（従量単価）、燃料費調整単価、市場価格調整単価以外で電力市場、情勢等の変化により加算される費用がある場合の仕組みを具体的に示しているか。 ・ 事業期間において、小売電気料金から控除される補助金相当額のシミュレーションが適切であるか。	15 点
7. 地域共生及び地域貢献策		・ 発電所用地周辺の環境維持に配慮した提案（除草対策を含む。）となっているか。 ・ 太陽光発電設備を活用した地域への貢献策（災害等による停電時の電力利用を含む。）が適切に検討されているか。	20 点
合計			100 点

【評価選定方法】

- ア 契約候補者は、審査委員会の委員が企画提案書に基づき採点し、各委員の合計点の平均点（以下「総合点」という。）が60点以上の者から選定する。なお、平均点の算出において小数点以下に端数が生じた場合は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までとする。
- イ 総合点が最も高い者を本事業の契約候補者として決定する。
- ウ 総合点が最も高い者が複数ある場合は、委員の多数決により契約候補者を決定する。
- エ 委員の多数決が同数となった場合は、委員長の決するところによる。
- オ 提案者が1者のみであった場合は、総合点が60点以上となった場合に、契約候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション審査

- ア 日 時：令和8年11月24日（火）
※ 日時及び会場の詳細は別途通知する。
- イ 審査時間：1 提案者あたり説明20分以内、質疑10分以内（予定）。
※ 企画提案者数に応じて変更する場合がある。
- ウ 出席者：4名以内
- エ その他
 - ・ プレゼンテーションについては、事前に提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案及び資料は認めない。
 - ・ パソコン等を用いて説明を行うことは妨げないが、その場合であってもパソコンで使用する資料は企画提案書により行うものとする。なお、65インチ程度のモニター及びHDMIケーブルは本市で準備するが、パソコンは提案者が用意すること（この場合、パソコンを使用する旨を本市に事前に連絡すること）。

(2) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。また、市ホームページにおいて公表する。
- イ 審査内容及び結果についての質問や異議申立等は一切受け付けない。

(3) プロポーザル後の手続き等について

- ア 選定した契約候補者と市は、企画提案書に基づき仕様書について協議し、調整するものとする。なお、協議が不調に終わった場合や、プロポーザル後に失格要件に該当することとなった場合には、プロポーザル審査において次点とされた者と交渉する場合がある。
- イ 契約候補者は、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱に基づき、当該補助金の申請を行うものとし、当該補助金交付決定後に市と必要となる契約の手続きを行うものとする。

10 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及び実施等において必要な場合は、企画提案書等の内容の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- イ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- ウ 提出された企画提案書その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、京丹後市情報公開条例（平成16年京丹後市条例第7号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出されたすべての書類は返却しない。

(3) 提出期限後の書類の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(4) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(5) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、市と契約候補者の協議により、内容又は仕様書の一部を調整する場合がある。また、併せて費用の積算根拠等を確認し、事業費を調整する場合がある。

(7) 契約候補者となった後で協議が不調に終わり、又は契約候補者が失格要件の事項に該当し、契約締結に至らなかった場合、市は一切の賠償責任を負わないものとする。

(8) 市が配付する資料等は、本事業の参加に係る検討及び実施以外の目的で使用することはできない。

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、その者を選定の対象から除外し、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提出期限までに企画提案書等が提出されなかったとき。
- ウ 企画提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- エ 正当な理由なく、プレゼンテーション審査に参加しなかったとき。
- オ 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は公平性を害する行為をしたとき。
- カ 提案する料金単価等が上限額を超えるとき。
- キ 提案する太陽光発電設備の最大発電出力及び最大受電電力が条件を満たしていないとき。
- ク 提案する太陽光発電設備で発電された電力量に対する余剰電力量の割合が条件（30パーセント以内）を満たしていないとき。
- ケ 企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないと市が判断したとき。
- コ その他、市が不適切又は事業者による事業遂行が困難であると判断したとき。